

## パブリックコメント手続結果

1. 意見を求めた事項：南相馬市一円融合の地域活性化条例等（素案）
2. 意見等の募集期間：令和3年1月15日（金曜日）～2月3日（水曜日）
3. 意見提出者：8人
4. 意見総数：15件
5. パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	行政区長に提供できる名簿には、電話番号まで記載されるのか。	提供するのは、世帯主の氏名、住所、性別、さらに必要と判断される場合は、年齢までです。電話番号は住民基本台帳に記載されていないため、提供しません。
2	アパート等に作業員が入れ替わり立ち代わり居住するケースが見受けられる。そのような作業員も情報提供の対象となるのか。	住民票が本市にあれば情報提供の対象となります。
3	行政区長は、アパート入居者の行政区加入に関して、これまで個別でオーナーに理解を求めるなど、対応に苦慮するところがあったが、住宅関連事業者の役割が明確になれば、今後市の方針としての説明ができるようになるため、条例制定は効果的であると考えている。	条例施行後は、住宅関連事業者にご協力をいただき、市の方針としての行政区加入を呼びかけていただく考えです。
4	行政区では、行政区長が転入者などに行政区加入を呼びかけても、なかなか加入してもらえない現実がある。条例を定めても、現実的な加入促進は難しいと捉えているが、市としてどのように考えるか。	条例の制定を契機に、令和3年度から今後行政区加入に関する啓発事業等を実施していきます。これらの取組により、各行政区長と連携しながら、市民に対して行政区加入について継続して訴えていきます。
5	事業者の定義のほかに住宅関連事業者を特出しして定義しているのはなぜか	市内のアパート等の斡旋に際して、行政区加入等の市の方針を呼びかけていただく考えです。

No.	ご意見の概要	市の考え方
6	<p>市が行政区を条例の中で定義し、新たに役割を与えることは、今後行政区に市の仕事をお願いしていくということではないのか。そのように捉えれば、条例の施行に合わせて、行政区長に対して報酬等を支給する仕組みも必要と考えるが、その点はいかがか。</p>	<p>今年度、南相馬市区長連絡協議会では、「市と行政区の協働のまちづくり」の検討を行いました。その中で、行政区全体の取組として、今後行政区への加入促進に力を入れていくことが確認されましたので、このことを条例で明文化するものです。行政区に新たな市の業務が加わるわけではありません。</p>
7	<p>自分の行政区は250戸ほどあるが、行政区に加入しているのは200戸ほど。そのため、道ですれ違ってもわからない人がいる。そのようなことの解消に向けたよい条例だと評価する。今後、この条例をもってしても未加入者がいるような場合は、行政区加入を義務化してもよいのではないか。</p>	<p>全国的に自治会への加入は自主的なものとなっています。本市としても、行政区への加入は、個人の自主性を尊重することとし、市民同士が支え合い、行政区に加入したい、と感じるような地域づくりを目指します。</p>
8	<p>双葉郡等からの避難者は、周りに関わりを持とうとせず、静かに暮らしている方が多い。しかし、本来コミュニティは、この条例にあるような形が理想と考える。この条例を契機に、双葉郡からの被災者と地域住民が触れ合えるような仕掛けを市にはお願いしたい。</p>	<p>市では、行政区内のコミュニティの醸成を目的に「地域の絆づくり支援事業」に取り組んでいます。この事業は、行政区と避難者が交流することも目的にありますので、事業の周知を図ってまいります。</p>
9	<p>昨年の区長懇談会で要望していたのは、地域活性化を目的とした転入者の情報提供で、行政区長の申請がなくても市が情報提供することを想定していたが、申請を必要とするのはなぜか。</p>	<p>個人情報、個人情報保護法に基づき、慎重に取り扱われるべきものでありますので、名簿を活用する団体の申請とし、個人情報を扱う要件が整っている行政区かどうか市で確認させていただくものです。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方
10	<p>条例では名簿を災害時の避難支援等の目的で提供するとしているが、施行規則では、世帯主の情報しか出さないとしている。目的を考えれば、家族構成及び年齢の情報も提供すべきではないか。</p>	<p>市では、地域での災害時の避難支援等に当たっては、平常時のコミュニケーションを通じた見守りが必要であると捉えています。市から提供される名簿を基に、行政区長を中心とした訪問活動を通じ、避難支援に係る情報収集に努めていただく考えです。</p>
11	<p>条例にある名簿提供の仕組みよりも、転入者が行政区長に挨拶に行く仕組みを作った方がよいと思う。災害時、行政区長は、被災者に対する物資の支援、安否確認、炊き出しの世話など行うことを想定しているが、名前も知らず、会ったこともない住民に対する支援は現実的に難しい事だと考えている。</p>	<p>No.10 の回答のとおりです。 併せて、市民課では、転入者に行政区加入の呼びかけを行い、行政区長のところに出向くようお願いしているところです。</p>
12	<p>すべての行政区が「行政区届出書」や「役員名簿」等の資料を事前に市に提出する義務があると施行規則を誤読してしまった。施行規則第2条に「情報を申請しようとする行政区は」等の文言を明記すべきではないか。</p>	<p>施行規則第2条では「行政区届出書により市長に届出るものとする」とあり、名簿の提供を希望しない行政区長に対しても義務付けているものではありません。</p>
13	<p>施行規則第14条には、市が名簿を提供した場合は、市のホームページで公表するとしているが、何も知らずにホームページを見た市民は、個人情報が流れていることに対する不安を抱かないか。また、災害時の避難支援等が目的だとわかれば、行政区に加入しなくても行政区長がきちんと支援をしてくれると過度な期待をされることも想定される。ホームページを見た人が、納得して正しい理解ができるような公表内容としていただきたい。</p>	<p>市では、個人情報保護条例の中で、業務の透明性を高める目的で、情報の開示の運用状況について公表を行うこととしています。今回の条例でも、同様の目的で公表を行うこととしておりますが、市民の誤解等を招かないような公表を行っていく考えです。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方
14	<p>施行規則に沿って名簿の提供を受けようとする、と、手続が煩雑だと感じる。今後、現行の行政区長に対しては、市から手続等の説明があるようだが、行政区長が変われば、手続が大変なことから、この条例が使用されなくなることが懸念される。</p>	<p>個人情報、個人情報保護法に基づき、慎重に取り扱われるべきものでありますので、そのための手続が必要です。市では、条例制定後に各行政区長に手続方法等、具体的な内容を伝える機会を設けるほか、行政区長が変わった場合も、個別に説明を行ってまいります。</p>
15	<p>市が、行政区長に対して行政区加入の促進について、強制的に実施していけば、将来、行政区長のなり手がなくなることが考えられる。現状も、市が強制的な指導をしていけば、負担が増えて辞任する行政区長が出てくるだろう。</p>	<p>本条例は、地域自治の主体性を尊重しつつ、市民の行政区への自発的加入を促し、安全で安心なまちづくりを進める基本的な考えを示したものです。市では、行政区の状況や課題を共に共有しながら地域自治の活性化を進める考えです。</p>